

田原市児童クラブ・学習指導員運営業務  
公募型プロポーザル評価基準

1 審査について

(1) 審査の考え方

審査にあたっては、「田原市児童クラブ・学習指導員運営業務仕様書」「田原市児童クラブ・学習指導員運営業務公募型プロポーザル募集要領」等の関係書類を基に、本業務に対する企画提案等について、企画提案書及びプレゼンテーション等により実施する。

(2) 評価項目・配点

企画提案の評価項目及び配点は以下のとおりとし、評価点数は300点満点とする。提案評価基準の評価及び配点については別紙のとおりとする。

(評価項目及び配点)

評価項目		配点	合計	
基本事項	事業者概要	10	60	
	業務遂行力	25		
	業務理解度	25		
企画提案書・ プレゼンテーション	児童クラブ業務	事業内容	60	210
		業務体制	30	
		安全対策・情報管理	30	
		その他追加の提案	40	
	学習指導員業務	事業内容	20	
		業務体制	10	
		安全対策・情報管理	10	
		その他追加の提案	10	
見積書の金額	・費用の総額 ・費用の内訳	30	30	
合 計		300	300	

## 2 評価基準

### (1) 評価点

評価については、次の表のとおり6段階で行う。評価にあたっては、「十分である」を基準として、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断する。

	評価	評価点
A	極めて優れている	5
B	優れている	4
C	十分である	3
D	劣る	2
E	大変劣る	1
F	評価できない又は記載していない	0

### (2) 見積金額の評価

「評価項目4 見積金額の適正」の評価点数については、次の方法で算出する。

$30 \times \text{【最低見積金額} \div \text{当該見積金額（小数点第2位以下切り捨て）】}$

## 3 優先交渉権者の選定について

田原市児童クラブ・学習指導員運営業務公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）委員の採点により、以下の条件に従い順次選定する。

ただし、選定委員会委員の評価点数の平均が150点に満たない者は、要求水準を満たしていないものと判断して、優先交渉権者として選定しない。

なお、書類審査による事前審査を行い、上位3者程度を選考してプレゼンテーション審査を実施する。

また、事前審査が同点のため、上位3者に選定できないときは上位3者と同点者もプレゼンテーション審査の対象とする。

#### 【選定順位】

- ① 選定委員会全委員の評価点数の合計が最高点数の者
- ② ①が複数いる場合は、選定委員会委員の協議により同点者の順位を決定する。

## 4 注意事項

- ・企画提案者から選定委員会委員への接触は、直接、間接を問わず禁じているので、万が一、接触があった場合には事務局へ連絡する。
- ・評価については、審査の当日に行う。